

ダイワ成長国セレクト債券ファンド（毎月決算型）

愛称：セレクト9

※お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

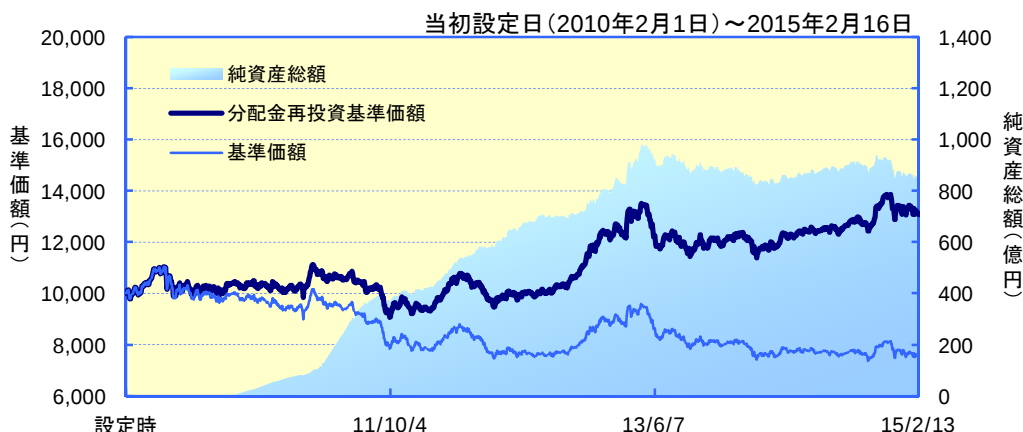
《基準価額・純資産の推移》

2015年2月16日現在

基準価額	7,455 円
純資産総額	841億円

期間別騰落率

期間	ファンド
1ヵ月間	+0.2 %
3ヵ月間	-2.8 %
6ヵ月間	+4.5 %
1年間	+11.3 %
3年間	+29.4 %
年初来	-2.3 %
設定来	+31.0 %



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の応当日までとし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配金の推移（1万口当たり、税引前）》

○ 毎月15日（休業日の場合、翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

決算期	（年/月）	分配金	決算期	（年/月）	分配金
第1～49期	合計:	3,800円	第56期	(14/09)	80円
第50期	(14/03)	80円	第57期	(14/10)	80円
第51期	(14/04)	80円	第58期	(14/11)	80円
第52期	(14/05)	80円	第59期	(14/12)	80円
第53期	(14/06)	80円	第60期	(15/01)	80円
第54期	(14/07)	80円	第61期	(15/02)	80円
第55期	(14/08)	80円			

2月の分配金

(2015/02/16)
(1万口当たり、税引前)
80円

分配金合計額

(1万口当たり、税引前)
4,760円

《分配方針》

○ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

○ 原則として、安定した分配を継続的に行うことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配をすることがあります。

なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。※分配開始は、第4期の決算からになります。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさの現実的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託フリーダイヤル0120-106338（営業日の9:00～17:00）HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

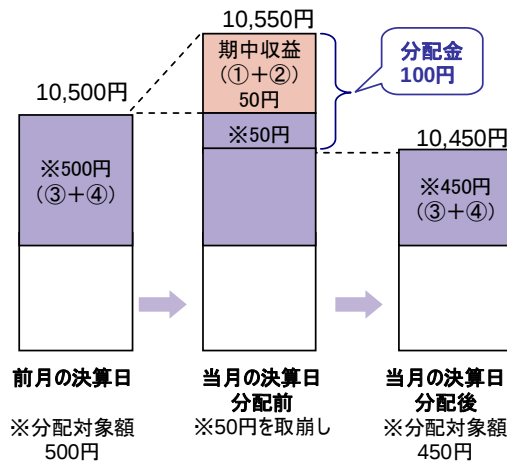
投資信託で分配金が支払われるイメージ



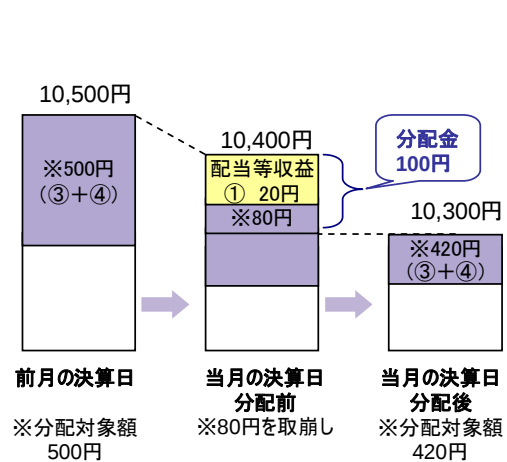
- ◆ 分配金は、1ヶ月間(前月の決算日翌日から当月の決算日)に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。
- ◆ 上記の場合、当月の決算日の基準価額は前月の決算日と比べて下落することになります。
- ◆ 分配金の水準は、必ずしも毎月のファンドの収益率を示すものではありません。

1ヶ月間に発生した収益を超えて支払われる場合

前月の決算日から基準価額が上昇した場合



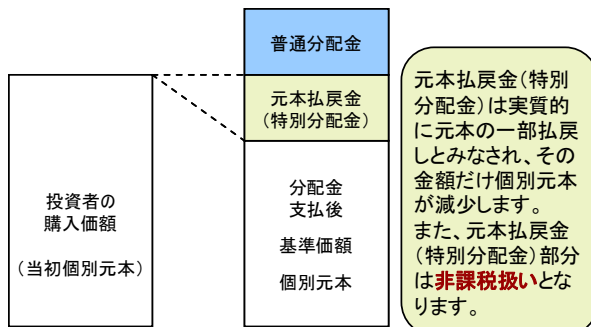
前月の決算日から基準価額が下落した場合



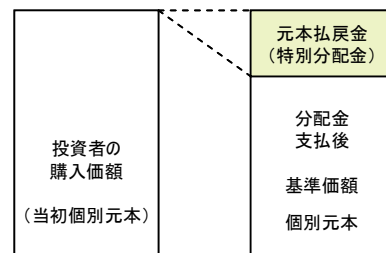
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

ダイワ成長国セレクト債券ファンド（毎月決算型） 愛称：セレクト9

※お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

1. 新興国の現地通貨建債券に分散投資します。
 - 投資する債券は、各国の政府、政府関係機関および国際機関等が発行するものとします。
 - JP モルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケットズ ブロードの構成国を参考に投資対象通貨を選定します。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケットズ ブロードとは…

JP モルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。

※上記インデックス構成国以外の通貨を投資対象通貨とする場合があります。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

- 通貨の地域配分にあたっては、欧州・中東・アフリカ地域、アジア地域、中南米地域の3地域へ均等とすることをめざします。
 - 各地域からそれぞれ3通貨を選定して均等に配分することをめざします。通貨の選定にあたっては、各国の金利水準、経済ファンダメンタルズ、流動性等から判断し、年2回以上見直しを行ないます。なお流動性、市場状況等によっては通貨数が異なる場合があります。
2. 債券の格付けは、取得時においてBB 格相当以上*とします。
※ムーディーズでBa3 以上またはS&PでBB-以上
 3. 毎月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。
 4. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
 - マザーファンドは、「ダイワ・エマージング高金利債券マザーファンド」です。
- ※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「カントリー・リスク」、「為替変動リスク」、「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

ダイワ成長国セレクト債券ファンド（毎月決算型） 愛称：セレクト9

※お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 2.16%（税抜 2.0%） です。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率 1.4472%（税抜 1.34%） ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、 資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、 上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金・貯金ではありません。
- 日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申込みの媒介（金融商品仲介行為）を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。
- 当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）はゆうちょ銀行各店または投資信託取扱郵便局の投資信託窓口にて用意しております。ただし、インターネットのみでお取り扱いをするファンドの投資信託説明書（交付目論見書）は投資信託窓口にはご用意しておりません。ゆうちょ銀行 Web サイトからダウンロードいただくか、投資信託コールセンターにお電話で、ご請求ください。

お申込み



〔登録金融機関（販売取扱会社）〕
株式会社ゆうちょ銀行
関東財務局長（登金）第611号
〔加入協会〕日本証券業協会



〔金融商品仲介業者〕
日本郵便株式会社
関東財務局長（金仲）第325号

設定・運用



〔金融商品取引業者（委託会社）〕
大和証券投資信託委託株式会社
関東財務局長（金商）第352号
〔加入協会〕一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。